

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 十 二 月 十 一 日

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部六の項中第五十号を第五十三号とし、第二十七号から第四十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の三号を加える。

27 法第五十八条の十第一項の規定により業務に関する報告をさせること。

28 法第五十八条の十一の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

29 法第五十八条の十二の規定により業務として行う行為についての協議を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課）

ページ
一

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人 事 課）

一

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第三項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二号中「第十四条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十一条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第四号中「第二十三条の」を「第二十三条に規定する」に改め、「許可」の下に「及び第二十三条の二に規定する流水の占用の登録」を加え、「もの」を「許可及び登録」に改め、同欄第五号中「第二十七条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十三条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第七号中「第三十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第三十七条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第四十二条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第四十三条第一項」を「第四十三条第一項ただし書」に改め、同欄第十四号中「第四十七条の」を「第四十七条に規定する」に改め、同欄第十五号中「第五十四条第一項の」、「同条第二項の」及び「同条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十六号中「第五十六条第一項の」及び「同条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号中「第六十八条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十九号中「第九十一条の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十号中「第九十九条の關係地方公共団体」を「第九十九条第一項の規定による關係地方公共団体等」に改め、「委託」の下に「及び同条第二項の規定による協議」を加え、同欄第二十一号中「第十六条の八第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第二十五号中「第八条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十六号とし、同欄第二十四号中「第四十九条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十五号とし、同欄第二十三号中「第三十四条第一項第五号の」

及び「第十五条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十四号とし、同欄第二十二号中「第十八条第二項第三号の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十三号とし、同欄第二十一号の次に次の一号を加える。

22 令第十六条の十二及び第十六条の十三の規定による協議

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第三条第二項の」を「第三条第二項ただし書の規定による」に改め、同欄第二号中「第十五条の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第十七条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十一条第一項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「第三十二条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第八号中「第三十八条の」の下に「規定による」を加え、同欄第九号中「第三十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十号中「第四十三条第六項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十一号中「第四十九条の」の下に「規定による」を加え、同欄第十二号中「第五十条第二項の」の下に「規定による」を加え、同欄第十七号を削り、同欄第十六号中「第十六条の四第一項第三号の」及び「第十五条第二項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

22 省令第十一条の三の規定による登録の抹消

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第十五号中「第八十八条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 令第十六条の二第五項において準用する令第十五条第二項の規定による指定の公示

別表第三河川課の表七の項部長専決事項の欄第十四号中「第六十六条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十八号とし、同欄第十三号の次に次の四号を加える。

14 法第五十八条の八第一項の規定による河川協力団体の指定

15 法第五十八条の八第二項及び第四項の規定による河川協力団体に係る事項の公示

16 法第五十八条の八第三項の規定による変更の届出の受付

17 法第五十八条の十第二項から第四項までの規定による河川協力団体に対する監督等

附 則

この訓令は、平成二十五年十二月十一日から施行する。

平成二十五年十二月十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社